

労働者派遣契約書

公立大学法人広島市立大学(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)とは、公立大学法人広島市立大学サテライトキャンパス総合案内業務(単価契約)(以下「業務」という。)の労働者派遣について、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 甲及び乙は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)」(以下「労働者派遣法」という。)及び本契約書に基づき、仕様書等(別添の公立大学法人広島市立大学サテライトキャンパス総合案内業務仕様書、業務に関する説明書及びこれに対する回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、本契約(この契約書及び仕様書等を内容とする業務の契約をいう。以下同じ。)を履行するものとする。

2 本契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は日本語とする。

3 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は日本円とする。

4 本契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、特別に定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。

5 本契約書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

(業務内容及び契約金額等)

第2条 乙は、次のとおり労働者を甲に派遣し、甲は乙に労働者派遣料を支払うものとする。

(1) 業務内容等

仕様書等に定めるとおりとする。

(2) 契約金額(労働者派遣料)

1時間当たり ・ 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ・ 円)

ただし、8時間を超えて就業した時間にあつては、契約金額の108分の100に相当する金額に100分の125を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、少数点第3位を切り上げる。) ・ 円に100分の108を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、少数点第3位以下を切り捨てるものとする。) ・ 円とする。

(3) 契約期間

契約締結の日から平成30年3月31日まで

(4) 労働者派遣期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(契約の履行)

第3条 乙は、本契約に基づき誠実に契約を履行しなければならない。

(派遣労働者の選定)

第4条 乙は、本契約に基づき派遣労働者を派遣するに当たっては、業務の遂行に適した資格、能力、経験等を有する者を選定するとともに、接遇等の教育訓練を実施しなければならない。

(派遣労働者の交代)

第5条 甲は、派遣された派遣労働者のうちで業務の遂行に当たり、甲の要求する資格条件による資格、能力、経験等を満たさない等著しく不相当と認められる者がある場合は、その理由を付して、乙に対し派遣労働者の交代を求めることができるものとする。

2 乙は、前項による交代を求められたときは、速やかに調査するものとし、当該交代要求が不当でないと認められた場合には、遅滞なく甲の要求する資格、条件、経験等に合致する者と交代のうえ、派遣させることとする。

3 乙は、前項の交代に当たっては、十分な引継ぎを行わせ、甲の承認を受けることとする。

(労働者供給事業の禁止)

第6条 乙は、他の労働者派遣業者から派遣を受けた派遣労働者を甲に再派遣してはならない。

2 甲は、乙から派遣を受けた派遣労働者を第三者に対して再派遣してはならない。

3 甲は、当該派遣期間中は、乙の派遣労働者を雇用してはならない。

(権利譲渡の禁止)

第7条 乙は、本契約によって生じる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。

(甲の調査権)

第8条 甲は、乙の実施する業務の適正を期するため必要があるときは、その状況を調査し報告を求め又は指示することができる。

(実施報告書)

第9条 乙は仕様書の定めるところにより、甲に業務実施報告書を提出しなければならない。

(労働者派遣料の支払方法等)

第10条 甲は、毎月業務完了後、乙の適正な請求に基づき、次のとおり労働者派遣料を支払うものとする。

(1) 請求金額の計算

各月ごとに、派遣労働者の実働時間を30分単位で集計し、第2条第2号に掲げる1時間あたりの金額を乗じて得た額（請求金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(2) 請求の時期

業務実施月の翌月の15日までとする。

(3) 支払の時期

乙から適正な請求のあった日から30日以内とする。

(談合行為等の措置)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、本契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) 本契約に係る入札に関して、乙（乙が法人の場合にあっては、その役員、代理人又は使用人その他の従業員。次号において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

(3) その他、本契約に係る入札に関して、乙が、前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。

(4) 本契約に係る入札に関して、乙が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。

3 乙は、第1項各号のいずれかに該当するときは、契約書記載の単価に1年間の予定数量を乗じて得た額（以下「支払予定額」という。）の10分の2（ただし、同項第4号に該当するときは10分の1）に相当する額を損害金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。本契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

- 4 第1項の規定により本契約を解除した場合において、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、甲は乙に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

(契約の解除)

第12条 甲は、前条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に契約を解除することができる。

- (1) 甲のやむを得ない事情により、本契約の継続を必要としなくなったとき。
 - (2) 乙が、契約を誠実に履行する見込みがないと甲が認めたとき。
 - (3) 乙が、第5条及び第6条の規定に違反したとき。
 - (4) 乙が、前2号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (5) 乙が、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（以下、「暴力団等排除措置要綱」という。）第2条第2項の規定する暴力団関係者であることが警察等捜査機関からの通知により判明したとき。
- 2 乙は、前項第2号から第5号までの規定による契約解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。
- 3 乙は、同条第1項第2号から第5号までの規定により契約を解除されたときは、支払予定額の10分の1に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 その他契約解除に伴う詳細については仕様書のとおりとする。

(解除後の処理)

第13条 乙は、前2条の規定により本契約が解除された場合は、解除の日までに履行した業務の内容を書面をもって甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格した部分に相応する契約金額相当額を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第14条 契約保証金は、乙が、本契約に定める義務を履行したときは、返還するものとする。

- 2 契約保証金には、利息を付けない。
- 3 乙が契約の締結と同時に納付した契約保証金は、第11条第1項及び第12条第1項第2号から第5号までの規定により契約が解除された場合においては甲に帰属し、当該契約保証金があるとき、又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金又は担保をもって損害金又は違約金に充当することができる。

る。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第14条の2 乙は、契約の履行に当たり暴力団等（暴力団等排除措置要綱第2条第3項にいう暴力団等をいう。以下同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間内の業務遂行に支障が生じるおそれがある場合は、甲と業務の仕様に関する協議を行わなければならない。

4 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

5 乙は、前項の被害により履行期間内の業務遂行に支障が生じるおそれがある場合は、甲と業務の仕様に関する協議を行わなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙は、乙又は乙の派遣する労働者が業務の遂行に伴い、その責めに帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(安全衛生の確保)

第16条 甲及び乙は、当該業務の派遣労働者の安全及び衛生に関しては、労働者派遣法の定めるところによるほか、安全、衛生の関連法規・行政通達及び安全衛生規則を遵守しなければならない。

(関係法令の遵守)

第17条 乙は、本契約を履行するに当たっては、前条のほか関係法令を遵守しなければならない。

(守秘義務)

第18条 乙は、業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約の終了後及び解除後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第19条 乙は、本契約による業務を行うため、個人情報を取り扱うに当たっては、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(補足事項)

第20条 本契約の履行に定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議してこれを定めるものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年 月 日

甲 広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号
公立大学法人広島市立大学
理事長 青 木 信 之

乙